

鐵網錄



八

特別  
14  
1919  
10



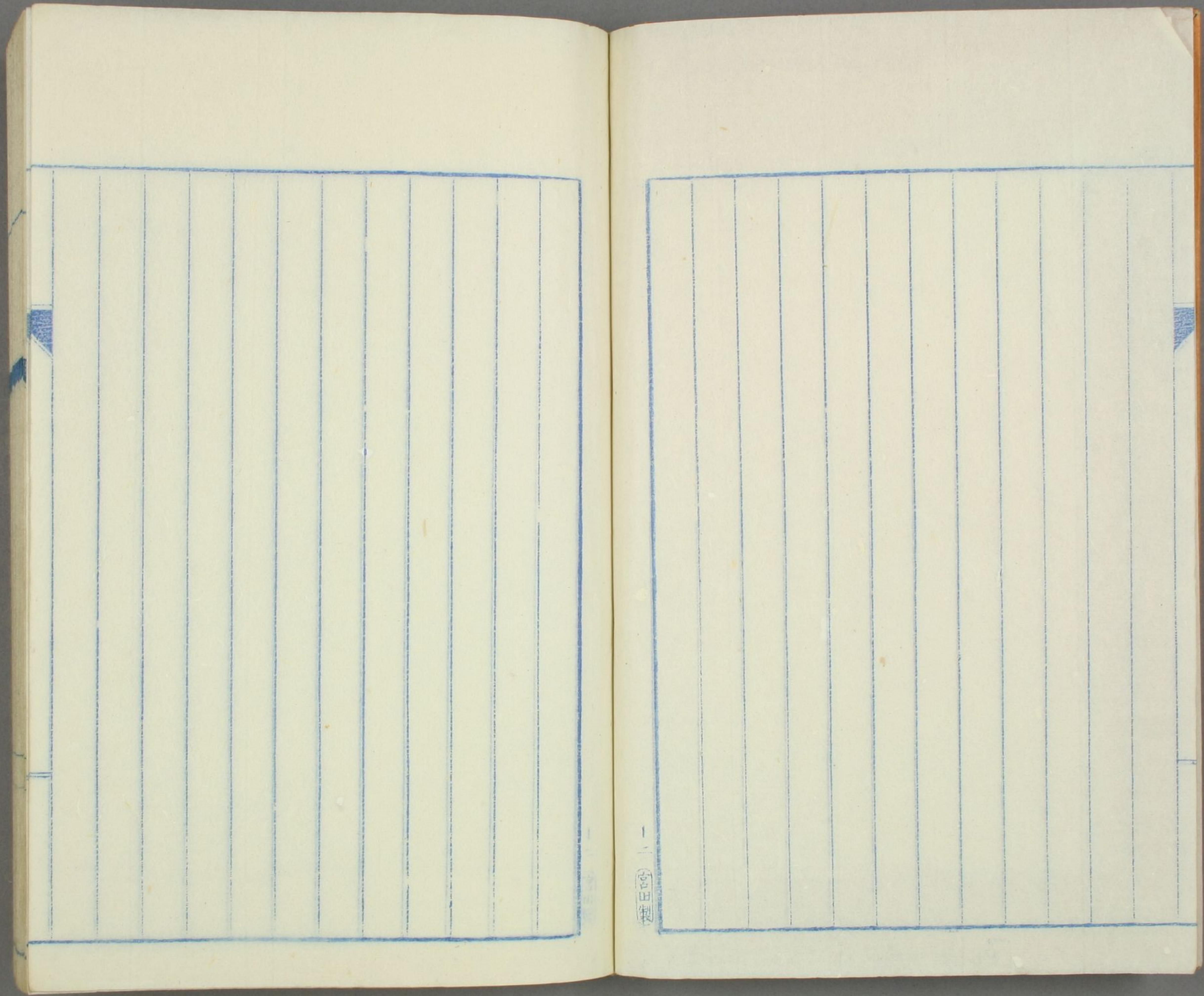


A ledger page with a blue border and 12 vertical columns. The columns are of varying widths, with the first column on the left being the widest. There are small blue tabs on the left edge of the page.

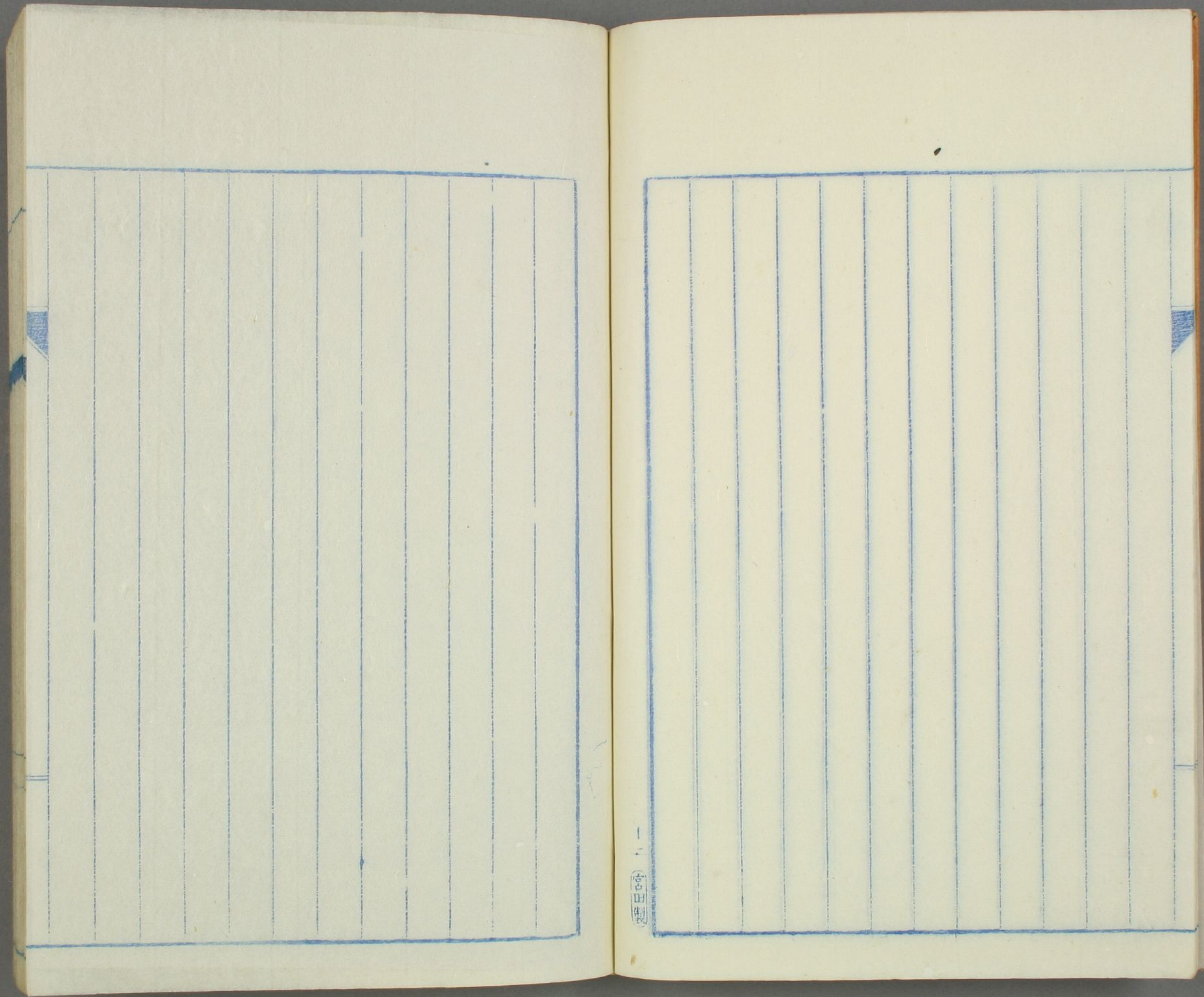
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

A blank page with some faint, illegible markings and a small number '1' near the top center.









宮田製



○金平本

寛文延宝の頃より江戸肥前橋、梅井丹波少掾  
 等の洋珍地誌出て、いふまゝの人因洋兵衛四宅  
 伝より等の人と起す之のありぬるの洋珍地誌  
 を作る殊に三信兵衛の丹波少掾のあり作り  
 たる金平本と稱す、そのありぬるも世に伝ふる  
 其地内いづれも古事等の傳説の事とて、王郎霸府  
 は後の事世々向つて源氏の羽柴とて、武田とて  
 西の事を講ずる、坂田を主の金子平と伝ふる  
 細の子武細との二人を起して、金子平の主人公と  
 ぬ、而して此の二の武者、但し方々、傳説とて、一  
 二の















文忠と白氏文集盛之行々鍾分の次も其の留跡あり  
—うん陵園とあつて云々へまは後あがりのみまとも其  
顔も花の如くをたつた美名ゆへに川海を用い  
しりて然る可醜陵園女が校本る陵園とあつて醜  
と云ふと附註ありしと陵園意をいふまともと云ふしと後出  
べし近頃北填言の梅園の記をいふも亦校本非醜  
と云ふし白氏文集をいふまあゆへに辨しむるなり云々  
以て校本の醜婦とあつてをいふに因りて校本  
類の子孫のいふ白氏文集とあつてをいふるなり云々

○虎と公武冊を刻と云ふは非なり

太閤秀吉のの韓とわするる云々あり二四の物もあつて

持て置るるの意に翻ハさりける朝鮮太平に朝鮮  
軍記大全等も秀吉のの主武冊の流をいふき色を垂  
し目を嘆と云ふところも冠服を脱し武冊を取て之  
を寸裂し大砲極口明主を貫雲せし勢を記する中  
井竹山の逸史お山場の外史より於飾を加へ後世  
二書者又其意を因りて太閤武冊と裂の流に記す  
是率も之をいふるも云々あり去れども其武冊の理  
年族石川成徳氏(旧伊勢亀山藩主)の武冊一冊  
波亀山房よりいふるも云々あり(其書の毀損をいふ  
ハ其説を妄論するもいふるも云々あり) 是也也  
○古書の名義ハあいの流るるなり



千鳥大類子居龍伝七十三巻ニバツチエラニ氏のありぬの宗  
教並ニ口碑と號する法徒を載せしむるニシテ今日  
樺太……薩吟(此の用ゆる言葉ニシテいふ事  
矢張火の言はしこいひます)(此の海のありぬのありと  
いひます)今之の古山に昔の烟を噴いておる事  
ありぬのありぬの山をいひますの、その人私共の火の  
扱ふ事……今も火を辨むのむじこいひます(野  
士の元いふ事)のふりと云ふ言葉より出て来りま  
たりていひます(早の傳言はまの龍伝ニ此後  
と扱ふ事……)の龍伝(夏見岳あり)又宋の陶穀の  
法徒(龍伝)一塊のなる不二山と命りえたるも此の傳言

……龍伝火噴出の言味ある事……と云ふ事

○佛師の歸人名

佛師を男児の幼名を用ふる傳言は深ある事満  
仲を明玉丸(龍伝)と元珠丸、義宗を不動丸、義四  
と善智丸と呼ひる事、其の例より知んる事、  
其斯の如き名称を命りたる古來其例多し、其志賀  
文書に康永元年八月三日附する大友志賀入道  
正玄の其相傳所領を遺族に渡りし事、其の文書  
あり此の文書より父入道正玄の其四女を祇音師の  
北前師前、去禪師前、藥師の事と有り、其  
一入道正玄の其氏祖大友志賀八郎が師を傳授



の如く源頼朝の孫(大友能直の言母大友氏)の又  
ハヤル氏(その子)も其言父の海(のり)と心(の)満(み)件  
此(こ)の源(げん)家の(け)傳(でん)例(れい)を(ま)め(め)て(ま)す(す)用(もち)て(し)る(る)の(ゆ)に  
其(その)孫(そん)を(ま)す(す)例(れい)と(ま)す(す)又(また)源(げん)能(のり)直(ちか)和(わ)  
元年(げんねん)十二月(じふにがつ)十日(じふににち)附(つ)定(ぢやう)利(り)尊(そん)氏(し)下(げ)文(ぶん)に(よ)り(て)其(その)母(はは)阿(あ)弥(や)  
陀(だ)佛(ぶつ)あり(し)と(ま)す(す)用(もち)ある(に)法(ほふ)華(わ)典(てん)法(ほふ)号(ごう)を(ま)す(す)  
阿(あ)弥(や)陀(だ)佛(ぶつ)如(に)阿(あ)弥(や)陀(だ)佛(ぶつ)等(とう)何(なに)阿(あ)弥(や)陀(だ)佛(ぶつ)  
と(ま)す(す)時(とき)宗(そう)の(ゆ)に(よ)り(て)由(よし)金(かね)三(さん)と(ま)す(す)田(でん)中(ちゆう)義(ぎ)成(せい)  
氏(し)の(ゆ)に(よ)り(て)作(しやく)井(い)九(く)島(しま)三(さん)

○徳川家支那侵略の雄図

徳川氏の書お認め三代の曾家支の的を自邦を敵

一揆より漸然(じぜん)領(りやう)四(し)の(ゆ)に(よ)り(て)其(その)利(り)を(ま)す(す)通(と)り(て)其(その)詳(じやう)一(いつ)回(かい)  
止(と)の(ゆ)に(よ)り(て)支(し)那(な)和(わ)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)其(その)外(がい)一(いつ)回(かい)と(ま)す(す)  
の(ゆ)に(よ)り(て)支(し)那(な)和(わ)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)其(その)外(がい)一(いつ)回(かい)と(ま)す(す)  
り(し)る(る)何(なに)人(ひと)も(ま)り(て)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
一(いつ)回(かい)と(ま)す(す)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
め(め)る(る)計(けい)画(かく)あり(し)事(こと)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
を(ま)す(す)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
云(い)稀(まれ)る(る)も(ま)り(て)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
得(と)り(て)抑(おさ)へ(し)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
神(かみ)宗(そう)の(ゆ)に(よ)り(て)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)  
た(た)其(その)利(り)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)其(その)東(とう)の(ゆ)に(よ)り(て)二(に)回(かい)を(ま)す(す)







度林高亮なる訴訟申す共卒ある言上申事  
して無之の言はる係右の通申聞七年林高亮  
の初可被申渡の思は澄す

正月十二日

馬場三郎左衛門  
井上筑後守

山崎権八郎殿

右の如き事知る所御の乞援を拒絶し可き交  
て兵を支那に出し之を侵略するは大議を決定す  
即ち此時京都所司代板倉周防守重宗江屋在  
りし其板倉主水祐季を遣りて其幕府山崎  
への指令書と同日の書あり云々

一大町に舟上り方而して作陣城取何時も待  
軍可成る

一永あいはる方

一先におし出す時、城は作らぬおし出可申

一日本の人數は六倍、其七倍と云ふ、次は六倍十人

一御人數、如何に取十人計、如何に言ふ

一被申人 此一語は意味解し難し或は誤被申人ト書

一其心行取くべき方名は馬乗人足輕五人三

一御侍人のよき在所

一今もる渡申事ある下物日本より取切集

其言、被下



一大明取者其上加増のて下敷いといたを去  
申度也

一大明渡者お茶を之の葉渡舟不残仕備す  
て可申度先ぬ此存し被るべきに申す可  
申度以上

正月十二日

板倉周防守

板倉主水祐辰

本軍書に曰福島藩御書 臣の四民の所託を存し  
と被るべき事初の方取へ先づ支那一地方を占領し  
を修築し根拠の地を定め取て櫓を築き兵を宿め  
専ら土地を略取んとす

西の方面鋒三の功を競い進切殺敵をもよし  
後兵馬を損傷し軍次を消耗しても我々の  
前軍を破る所ありあるは且其兵數の多し  
多きを要し軍帥又と十万人取の大軍十人を以て  
將とし大軍の事刻に謀りて一万人と歩兵五千人  
く三人を徴者ありては物軍帥を何人を以て之  
えつぎやい切し能く下を引く所の方亦少役の  
に被るべきに候中或之にありべき歎今姑く  
尾代あはれの中を以て軍帥の任を委するものと  
十万人の大軍十人の禄を以て合計し七萬五千人  
とあり之を以て軍役一万人は後兵十人銃手三千人







兵のありし隙を以てしとの機あり是より終る渡兵  
の儀を停止ししは久しき寛永十三年は是の說を以  
て曰く

國姓爺と申は、平戸に居居る人の多し是等  
者あり、平戸一官と稱し、一官内親王之即、日  
本まゝ生んぬ國姓爺、職成を以て、帰朝は  
中國乱世故、日本の威を借り、國姓爺人を  
集、たうさ、こ郡治と申所、一官内親王、其御日  
本、加勢を請はて、持々之の政柄共獻上候、  
長はありし其ありしは、加勢不被是  
り、評ありしありし、此と評思ふ事、上りし、御

三家掃部頭井伊直孝御前、とんせ御お侍ありし、尾  
張殿、とんせ、三之内年長あり、私を執るに被  
成、とんせ、下平の由、は、紀伊殿、御下は、船越  
軍、御手能、あり、私を執る、とんせ、ありし、  
水戸殿、御下、は、私御、尾張殿、紀伊殿、とんせ、何  
時、とんせ、御馬、先、を、討、死、と、事、と、心、を、  
御、に、あり、私、と、事、を、お、慮、を、有、る、由、は、掃部  
頭、進、出、御、之、を、仰、上、に、御、何、も、一、理、あり、し、御、之、  
を、有、る、に、御、御、御、と、事、を、有、り、し、あり、し、御、手  
柄、も、無、之、御、を、御、の、御、と、事、を、有、り、し、あり、し、  
存、御、の、御、御、あり、し、御、掃部頭、御、御、と、事、を、有、り、







者の利を収めんとす。なる福の改を敷る。し  
中より、之を止めたり。善味信をくし。高の可敬  
練磨の士。而現る。し。臍肉をす。するの敷を懐けり  
家老の英邁。る。是。此大なるを決。り。せん。意。は。精  
り。なる。能。え。と。し。て。永。く。世。界。の。歴。史。中。に。存。る。を  
ち。し。る。に。ま。ま。或。の。領。土。の。改。改。之。を。ま。り。て。各。國。を  
駢。馳。競。る。し。在。厚。の。大。陸。國。を。現。せ。て。ん。こと。亦  
未。比。ひ。と。し。る。す。 ハ。な。ま。ま。也。

○伊達政宗秀夫の初出陣の際の事

小田原の役。事。は。秀。夫。は。伊。達。政。宗。を。引。見。す。る。の。一。の。所。歴  
史。上。極。め。て。興。隆。ある。事。也。と。す。る。事。は。わ。が。わ。が。事。を。説。く。と。目  
撃。す。る。の。法。多。う。と。し。日。下。宮。に。大。子。宮。前。後。に。た。り  
し。所。左。の。如。し。

政宗秀夫分てマニエシ為ニ、奥州会津より、越後信濃  
へ廻り、小田原秀夫公の御陣に奉ん、秀夫公御満より頓  
ニ御對面、其日、御装束、作り、尺、三尺計、朱サヤ  
ノ御太刀佩キ給ヒ、床几ニ腰ヲ掛、ホソキ杖ヲツキ居タ  
マウ、政宗、其時、首尾、より、秀夫公ヲ衝キ殺サレト、  
フトコロニ小脇指ヲ入テ奉リ、然處、秀夫公御床几  
ニ腰ヲ掛ナカウ、コナタヘコナタヘ、近クヨシ、近クヨシト、  
タマウ、政宗アツト云マ、ニ、脇指ヲヌキ、四五間ナケステ  
御近ク、寄ル、秀夫公御杖ニテ地ヲツキ、此、此トノタマ



ウ、畏マツテ其所、行、其時政宗ノクヒテ御杖ニテツキ、  
杖モ其方ハウイヤツナリ、荒キ者ナルガ、好キ時分ニ来リタ、  
今サ遅リ来リタラバ、此ガアブナカワタトノクマウ、政宗  
ハ衝キ殺サント思フ事ハ失念シテ、クヒテツキカケル  
ヤウナリシ、其時秀吉公庸智ニ往ント思フガ、供ニ可往  
ナト被仰、政宗可冬ト申、サレバ此カラモテトテ、御太カラ  
政宗ニ持タセタマウ、政宗何ノ心モテ、是ハ出頭スルト  
見エタリト、ウレシク思ヒ、御太カラ持、鷹野ノ供シテ  
帰心預テ御イトマ被下、帰回仕タリト、政宗ノナ松中  
納言ニ、<sup>綱綱</sup>直話アリシヲ前田七郎兵衛次席ニ於テ  
聞クニ、物説レリト、関屋政春是書ニ見エタリ、古時

情態夏ニ想見ルヘシ

又曰政宗豊公ニ謁スル時年方ニ廿四歳水引ラ以テ髪  
ヲ束テ頗異風ナリシト其家ノ記録ニ見エタリ成實記  
又其謁見ノ状ヲ記シテ家康利家ヲ始メ、大名餘多  
御座多ク、御禮ニ成、御帰可有ト思ハタマフ、政  
宗トシテ二声御言ニテ、田原ノ城見、後方ハ御向御  
杖ヲ以テ地ヲ御指、是ハ一ノ御言也、其間遠方、  
御冬候、脇指御差、後ヲ御忘被算、中程ニテ御扱  
下、和久宗是居ラト、後御念比ニテ、後、宗是、ハ、  
ハ、サ、セ、シ、ハ、御前、御冬候、一問計近ク御呼被成、御杖  
ヲ以テ城ノ控子何方ノト、控候テ、御教ニ付テ、政宗



公ニ思召之通被仰上友ヲ、大名衆何ニ少民、田舎者ニ  
候ヘトモ、脇指ノナケ扱、物ノ申フリ、御前ニミラケツレシ体  
及申程ノ者、由御答ニ由、宗是物後ニ後ニ承友  
トアリ

○祐天上人の言

坊間をいへば、書長と書短と、抄解本一冊をいへば、  
何れ抄の本をもとむとす、その内、而も書、いへば、  
たゞ解す(案此書又以中のあり)  
有徳院探時分木村友之進と、本村家あり、祐天丈  
の舌火森の印残りのを、書院戒をたもつた、故とす、  
るのみ、友之進見ると曰、祐天上人餘ぬる、とす、

るや、書長、書短をいへば、又書ありと、さぬと、と或  
人のいひあり

○儒あるまじ 合上

鵬之由とあけて大根切の甚と解

其心ハ其業能ハハハハハ

天民とあけて昔吐の節と解

其心ハ其業能ハハハハハ

蜀山人とあけて辨才天と解

其心ハ其業能ハハハハハ

五山とあけて斗雲の最と解

其心ハ其業能ハハハハハ



辰代太政とあけて糸細二の是を扱と解  
其心ハ腹うあい

○風似相撲 合上

文政四年己二月十六日陰う蒙湯免法四九十九の辰角力  
初りう所但付

流行風	皆ケ寐	寒サ山	頭痛山
鉢巻	重子着	ヨシケ棟	小僧元寐
白粥	二八盛	寡山	門立
敷ノ医	日出山	湯屋雞義	床屋雞義
葉ケ森	言う事	早直り	此ケ関

大熱	豆ケ枵	長髪	花ケ成
引込	又寐山	明ハ大さう合く	

○福内鬼外 合上

又改及らるる河川大久保の或木ののち花の左の張付を  
とてしものあつとこの

富久者有知 遠仁者疏徳

○さうふ見立 合上

うしを煮た鯛とせろと名もさう  
手自よりげびてらんとあつをさう  
吉原 深川



生妻れをばあきふかぬいひのふ  
 かりまの人の鼻るぶらうまぐろ  
 すつろんのまぬをゆておまんいり  
 喰いこもおくむもせふくとりけ  
 鶏いもどよを魚けやむさし  
 いしぎの余とくの方とあまふ  
 つまひさぎまふくちまひさぎ  
 魚白も子おとあまふけい見く  
 涼しやまきぬいしあまふい難  
 こも又ささしとらさぬわつをゆ  
 るはひさぎまふくちまひさぎ

下女 比丘尼 後家 老町 根津 西川

○本阿弥光悦後より全上

本阿弥光悦行儀おかすて山の村長よとさうし時  
 まりの清前も者刀劔目利きりしつたか珍を  
 刀余にあまふゆをく問ひ目よあけつとり刀をせし  
 め見し棒鞘を銘ハ五郎入道正字と有之主人  
 吾自負の体も極は兵持りの云用うつは鞘  
 昔改を裏に狂歌一首さす付し物の内迹をいつとり  
 事こつ其狂歌たふ  
 行儀をいとおそよん山もぬきよのを  
 統りつともかいたのまんそ



○柳多留三十六編抄 全上

風袋と知りぬらぬらやたいらん  
七みくらち勢る名伶元まゝの  
梳をゆけと花娘侍後かそく  
言礼を眼で見よそはてむむ  
去たいやつ酒の使よ下戸をやり  
大星のは腹こもりいれ高作  
月香の花を魚子のまきさくし  
伊達と眼い二ツいれぬま木を  
そらろ片言梅の笑ひ出し  
風景やつどり風をひぬる

唐くしをせぬの志やあゝ初つを  
灸をすくやせん土器隠そわり  
八月目流し女なぐやあそり  
腹ふとを一口くつて頬をるき  
鶴つみや人のとさくし世を  
人穴へ甲冑させ入ぬ目  
柳多留の言葉多きいふな  
真下主火の事む女を地お  
九代めいんかくをすきみをとけ  
常盤の子のたえ常盤よむ  
おもろろさゆすあはま三つ木性



生あるにやアおつたり死みたるも  
士農工商とて志や世金のあり  
子川の月をみりくのもある所  
まはるるかき者歎子とくし  
大黒の佛のつ路を方なまとい  
家内ももる字存を心とを置て来  
かゆを太後で息子のまよつて  
ちまよくてい錫も集るる年長  
佛子るに洞六を世まつけし  
頼光も鬼の下戸るるといなる  
ちん回りをあんぶうに後世をま

欠入んハ湯の辰をひるるを  
何のよの吐なるといふはん  
赤心昔を松茸のおおたるし  
二日敵あふとを蕭ひる心も  
をんきつて手む生花にいきて居る

○汁 講

西山遣るるに云西山公沛死云の年ハ為市ハ馬場世土左  
衛門甘み沛あお流いとのせくと仰しいあう汁  
講といのち有平持る人客を流して其客とも銘々  
と飯をめぐり入抄へまうと主人喰汁一毛のみ



拵能め分汁を鋸のまきすまへに出打多量味とし  
てやせぬ何の徳ありといふも一のりせん其  
入味しつるせん法士及る僧何人まむ御ま  
守りまきちる油ぬきま渡さんせんも法世  
もまき奈客と法行の節に分限るすきええせん美  
能をきりしりお妙へん支る大森典膳汁清を  
再魚いりし其方ちぬき身つり信り自れと増  
心糸釣めまひろり美院成るお止のりと思  
昆ら仰せの仍て汁清すまうての所より病氣  
重も給い聞きまか節去らぬら

○珍くまき節甲

と度まきる回く文化十四年丁丑二月廿日本石所四  
丁目大運石三所衣あつて無膳河石と珍まき  
甲翌年産を見あふ天下奇品知るる記す

幅四尺五寸 丈八尺七寸 数二る十本 斑を以て

全別の節を撰出す共二枚

夫はまのこ所滑る知節記るるまのこしや

○徳内行長の書簡

徳内行長公の書簡といふ書簡は太閤の徳内公の部  
下も猶まき節と存し時公より其夫人淡曾氏に  
贈ふしその本文は木下肥後守の所存に傳り  
文云丁寧記切し太閤の進をまきする 随ひ糖







子孫をらう

をらんるも

按ずるに太閤の孫守とするに天正元年即三十八歳の時一其年八月朝倉氏滅び太閤攻て小谷城を拔き淺井長政父子の首を獲しうへ、織田公其功を賞して淺井氏の領地を賜ふあり、本文年月日を署せずと長、事實を按つし之れを推す、其の事南々其の地のありしと一 文字能く

○天龍道人考

渡邊四武の天龍道人傳に曰く今を距ること百有餘年前天明年間、余が郷里より行儀を派

訪湖の傍をり下の流流と云へる山久末の部北の一村落に天龍道人王瑾通稱を流川を名と云へる一人ありけり初めんて廟を畫き後、その舊蹟のみを畫り余の幼年の頃、まゝ其畫多く民間に傳はりて屢々之を見たりとありし、其畫俱一種の神記ありて英氣雄壯、動凡あり、非もや、ま、之を、此人の起、蓋、う、と、勝、略、人、と、さ、ぎ、其、行、事、の、軒、昂、石、認、爲、鉄、元、加、偉、と、う、し、事、ハ、往、々、御、里、の、人、ハ、脛、骨、し、民、河、の、口、碑、と、存、す、と、い、ふ、の、少、う、と、う、と、い、ふ、も、此、人、の、出、立、と、来、歴、を、と、明、ら、す、と、い、ふ、と、或、ハ、中、國、婦、姑、の、勝、つ、と、い、ふ、其、草、人、の、子、と、い、ふ、と、い、ひ、ま、さ、に、錫、と、い、ふ、八、男、と、い、ふ、十、年、の、日



放蕩を好む事を事とせず、  
と云ふ未だ一定の決意あると云ふ事なり

余の心算は在るの如く、  
すは二大豪傑の士として志を高く得たりしもの名  
を隠し、逆を暗かにする事と云ふ事なり、  
其の語らざるの事と云ふ事なり、  
此の御運も亦、  
たまたま此天部通人王瑾の事、  
先人孫を誘ひて天部通人王瑾の事、  
又錫命の八男も亦、  
和直處の氏竹内正庵の妻、

れて遠流る事や、  
其雷決敢者の氣、  
脱して内地に帰る事、  
訪にト兵して時、  
七行久とて、  
へさうしとて、  
ハす志をも、  
の事、  
騒動と移す、  
法天して策を決し、  
力一箇を、



を改るるにあらざる常祖よりして尺の家の中興の  
祖先源を改降るの如き人此天竺道人王瑾と  
を二の信友として日々相交るやんばと云く  
源を四武の種々の材料を蒐集しての存遂に天竺  
道人を以て武内式部とて漸定て考証の大暇  
いたの如し

(二)時代の吻合 天竺道人王瑾は文化七年庚午八月二十  
一日九十三歳と終り此年より逆推して九十二年  
を朝の其生年、享保三年戊戌にして道人が自ら  
其の文集を録して其麻編と名つけしもの十餘  
巻ある中に文化四年丁卯の活字維成成我以降神

壽域書此開九十年とあり即ち是を以て此の由して  
之を算する時は寶曆九年其西京を放逐せられたる  
ハ蓋四十二歳の時として和四年遠征の處と云ふに  
ふ其五十五歳の時と云ふことを押して以て知るべきなり  
(三)口碑の吻合 王瑾の母嗣孫治川正喜入の婿と云ふ  
口碑之傳といふ事あり、京都居住中の公卿方の  
間門、出入の由り和年中江戸下り山好大貳と云ふ  
と云ひ幕府の嫌疑を受け三都那播と云ふの由西  
京及び東京居住中の姓名は絶て知らざりしとあり  
(三)事實の吻合 天竺道人死するの前年即ち文化六  
年三月自ら天竺道人碑碣銘を作りて畢生の



事之行状を概述す、其友人の作らざる如く、其  
キヤクハクも道人の自述する、と列す明證あり、其  
文中、壯年の事業を記して曰く「時、上下有大窮、為  
欲救之、約豪富輩數十輩、赴東武、先修二鎮  
宅靈符之法、行之聲、震大菴、大小之諸家、歸依  
日多、士庶男、請益者、雜道滿門、時有下僞、食于  
家僧、云東明授其之法、出而籠下谷、於  
是道人虽欲三意避三于世、以下所流浪花二宿志難  
捨、編植家計之、余已下、而事速欲成、前是官  
人中有下此道人義氣相背人上、道人平日生穎、脫彼  
真諫之面、拆官人怒觸、赫怒、候之甚、竊妨之事

終不集、道人云、嗚呼、是天也、時未至歟、何以為恨、於  
是不可不知、天余、直奔、將來老、不再顧、如脱躡  
時年四十二、と第一證の計算の據あり、天氏道人の四  
十二歳の時、即ち寶曆九年、といふ竹内式部の庭  
政の處ちんたる年、故に此碑碣銘に記し、  
「為欲救之、約豪富輩數十家」といひ、また「編  
植家計之、余已下、而事速欲成、官人候之甚、竊妨  
之、事遂不果」といふの如き、蓋竹内式部が深く其の  
事迄の世の傳はるるを悲しみ、先年に至り、餘事を  
托し、隱語を用いて、以て其勤王の始末を自叙し、百年  
の後に至りて、奇を好むこと、余が如き、その眼芝式部



紙背に透徹せんことを得たるもの

四遺物遺稿の考證 今田浩川正意君の余に示さん  
る道人遺物の中、中山前大納言友親卿の其八十八  
歳を祝せんとする親筆の詩あり、賀天龍道人米年  
雙鏢天龍子已歸米壽筵、同盟松世鶴維  
德輔返年、前巫槐愛親と記して朱印を捺せり  
んり云々又荻原編中呈平山卿の詩數首あり  
其中より曾拔忠誠流字家雷名一擊動天邊  
功成身退今何樂、不盡乾坤雪月花と云々七  
絶の如き、かの松平越中守定信朝臣と殿中問卷  
の事ありしを聞きて之より怒書受冠を衝き其本

色を露のしとて人他の詩の寄託悠遠とて喜  
思間暢らるる比す、一程其体を去りて道人も  
後ろく之を悔いけり、そのみ定詩も見せられた  
原稿の一字之を抹殺してありと云々

五 名称と関する考證 道人が自ら王瑾と稱し、其蓋  
し其畢生の事業目的勤王の二字の外に出ざるを以て  
三四の周珩字の公瑾を翻業して王瑾字の公珩と稱  
し、時下勤王二字の筆畫を姓名中に寓して、  
又通稱を靈爲といひし竹心の靈なるを托して以て  
隱然竹内の姓を表してあるべし

六 末期の奉勅 浩川又の贈るる口碑之傳に道人



死に臨む大おのおもを驚き棄てしめしと云ふ其おを  
ハ希し何人にも見せざるを以て其書の内容を  
しりし能はずとあり言ひしれ知るべし是其末年  
に至るまで西京有志の傍伴家各地勤王夏四の士  
と雖後贈るる板倉の文書より恨を念んぶ泉下  
赴くべあり涙を揮つて之を一炬に付せしめたるも  
人

竹内式部の生四に就ては後後々々天龍道人傳  
記の所い左の如し

大田蜀山翁の傳廿三王外紀云丹州慶士とあり重  
野重保入の故の人の言ふと云はん

其末路行ゆまて天龍道人王瑾と稱す及  
いて自ら稱し肥前の人と云く前も云る  
碑碣の銘も天龍道人九州肥之人也とあり余  
初は是其本籍を押し隠すの偽托と所謂の  
英雄人を欺くの一歩あるんとのみ思ひたりし  
後由富記を得るに及びて其冒頭に諏訪良房  
者肥前長崎之産とあり道人が自称する所と符  
合するのみならず蕉庵篇の中にも姓を寄懐瓊  
浦故人の語あり夫来殊景故郷看崎水風光  
在眼寒き等の句ありを見る因て思ふに其上人  
肥前長崎の人にして少年の日京ありと徳大寺















あり金元平家物語大長延暦中の解文に出せ等  
の彌修史の目刺て載せり

○産のつらみ

岡田は若くして山に杜能の帰りがたうが木  
の節穴をまわらうまやま真くする得物  
うす餌もえ来せぬを産つといひて餌を照つ来  
るも一のまゝ及ぶまを産つといひて思ひ  
こころいふれを産のホイトといふといふ  
事也産のつらみといふて一終るを産つ  
和の氏に少くとい

英夫利を圍霧海、佛世園を不亂海、丑良比正  
をま日命とまよふをあてまよふと面を

○左近接右の接る

萩村龍洲の「日本正圓のまゝ」曰く昔し平家の禁  
籠あり左近の接と右近の接を接へば人々を  
若く集等と徴するんをさしむ由事の存する  
し事寧ろ保れぬと出づるといふしと余余の推  
はし保る因縁を存するといふと謂ふ可し蓋し接  
の存魁しし接接の中圓若く祖言の言えり  
累代の特等物とせんがはて皇國民族の存  
と民族の本出とも標示し二つとも聴感の効を利用



しと皇四と西面都支那(或若者日本)の國あり故  
都支那(或西面都支那)と云ふことあり(とん兄弟の記あり)  
ことをもく皇國民の肥産を止めんとす術教と  
全あり

○天橋なる

同書より(梯ハシ)梯ハシ)及階ハシ)は處て言  
ふこと根多の意義お尋し乃ち天橋三六天橋三  
と云ふ一と天橋三六天浮橋三の取捨するを  
す抑も天の車まにあらることにはいふ  
下節に及る(天橋三六)天  
通行も不用と云ふこと(天橋三六)天

梯作三と初句ハ浮橋(船)作三則(船)の意  
を會あり之より由り推測するハ天橋三六伊集院  
その道船所より

○云ふ云ふ

同書より(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ  
抑も天及云(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ  
の意義を解釋するに(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ  
死とお物しきと云ふ(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ  
下及皇都の意(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ  
と云ふ(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ  
の意(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ(天作の)と云ふ



を以てしるる類なるべし

○天の所在ハ云々

又同書より日本書紀に

伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上共計曰底下室  
無間敷迺以天之瓊矛指下而採之是獲滄溟其矛  
鋒滴瀝之潮凝成一島名之曰礮馭廬島二神於  
是降焉彼島云々

此の文中天浮橋云々詞句ハ天の船舶の移りて滄溟云々  
詞句ハ天浮橋の別名云々古史家の説は是れ  
ふ所云々又祖庭事苑云々滄溟ハ東海の別名  
云々是れ天の方面云々東海を眺ゆ云々

濤陽云々と滄溟云々の如く東海を指すは滄溟  
と謂ふを云々因て天ハ我日本國云々西云々  
云々

○天の所在ハ云々伊弉那云々

同書又見古事記云々

……坐出雲之御大之御前時自波穗乘天之羅摩船而  
内制鷓鴣皮剝為衣服有帰来神再雜問其名不答  
且難問所從之諸神皆白不知爾多爾具久白言此者  
久延毗古也知之既久延毗古問時答白此者神產巢  
日神之御子也名毗古那神故爾白上於神產巢日神  
祖余者答告此者寧我子也於子之中日我乎俟久岐











函底をすとりあつても可しとあつても可しと其を  
を考へしことこの鏡を木林の如きものなりといふこと  
もあつても鏡を木林の如き涼情候四辺より入るを  
時々秋の磔苦もあつても考へる牛馬の尻後五葉  
の文を白骨候肉四邊を骨折たる物中にも  
像のあつてもはつても一匹の馬の如きこと  
なる摸し候も仰る鏡もこの鏡を木林と  
大すの中にもあつてもかぬともいふ候も或は波打  
ちさくろしき塵芥をおよせ候も或は便所の  
破れたる草鞋のくさぬともいふ候も一匹四匹  
あり揚げり候も或は十匹あり候も一匹と  
死人と

形を考へても乱抗なりといふとあると一書  
或は河の上にもあつても馬の肋骨も  
或は鉄片指り候も一二枚の歯を保てる  
のまは河の中にもあつてもいふ候も  
の大道も此方の河の道もあつても馬  
破れ草鞋もあつても人馬跡を想ひ候も  
心もあつても道を迷へ候も刑場も  
松風の聲もあつてもいふ候も  
めり大石塔の前の草もあつてもいふ候も  
二軒の気合もあつてもいふ候も  
めりいふ候もその草もあつてもいふ候も



茎其首は物千平ある山彦の口をふさぐ  
木の輪をまわしてその竿を掛け刑防の着物は  
乞食の襦袢を捲けて又曝くす其襦袢  
の古き又細いにつきておもしろい其おもしろ  
さうすくして一本一塊の土石一痕の藓苔を  
まわすも其を用ひてつらあことすしあつて礎  
と稱つとをりつらあつて居る列女人の蹤  
後まほせけるん思ふ江戸中の大洋あつて其  
の人を可なり集りてはし一のおもしろ  
人とすしつらあつて居る人といふことをあつて  
し利便のめあつてしつらあつて居る人といふこと

ふつあつて一文の見料をせしめしつらあつて居る  
しつらあつて我の職書の頼屋の自記を  
つらあつて蹤跡人のあつて目をも掛けしつらあつて  
くつらあつてしつらあつて此銘々林を  
しつらあつてしつらあつてしつらあつてしつらあつて  
銘々林の後後しつらあつてしつらあつてしつらあつて  
あつてしつらあつてしつらあつてしつらあつてしつらあつて  
除の巷の形跡しつらあつてしつらあつてしつらあつて  
あつてしつらあつてしつらあつてしつらあつてしつらあつて  
心血をまわしつらあつてしつらあつてしつらあつてしつらあつて  
骨を雨曝しつらあつてしつらあつてしつらあつてしつらあつて



















采原信元氏は伊達細村朝臣の送没より碑字の傍本と云  
きよの同家の長持に存在すと云へり 壇野博士書に親しく之  
を采田氏に聞かんと云ふ  
此の碑の真偽を擇めし前より其の傍見に付て廿二行  
ハコト説を奉ゆんも或は之んを水戸義公に帰するものあり  
其況より義公に那須國造の墓なる石碑を建てたる例  
に似て壺碑の破損をも似て之を伊達公に此事  
を察し申入らんと之より親しく義公より伊達公に  
贈りたる書なるものありとも伊達家の所折の  
書面傳へたるものあり且つ壺碑破損とあるも現存  
の石碑を見れば全体完備して立ても壞れたる所も  
なく且つ修繕をみせんとするも水戸公自ら爲さるる

仙臺公をみせんとするも書状の記する所は  
密に主家を遣して勸化せしめ家老も知らしめたる扱  
うと云へり此事は伊達公の想より那須碑の  
義公を頼りて廿二行の碑の傍見を公に  
托せんとせしむる書状の作ししなり  
伊達家の傳へる傍見の由来は伊達公自ら即ち自家  
家扶作並信亮の書状左の如し  
拜啓多賀峰碑傍見之来歴御照合の如承知仰度  
右傍見は佐久間洞出衆之由仙臺公に方之口碑に傍見  
得共確説未夕見当不申度吉田友好 仙臺  
備 之若仙臺全  
石誌に日野昌輔 仙臺  
備 の託むかへし佐久間洞出衆殘存



風土記を得て坪碑は宮城郡市川村とありその名を看せ警  
き坊をその色をむき普くふるん得ず水は没せりや  
あんと市川といふ水の流るはひ、そこはかとうく擦揉り  
けふ、いつれの移りあつけん、そか下は泥の中大なる石人  
と雖も石の埋のあつて見えし夫し七揚りたるん果してこ  
の碑をゆとり洞窟の切るといふ、口碑は洞窟前を  
得ん往て見ることも凡そ十年最後二十海中に巨石を  
得てこゝを見ん多かた城碑とて乃ち自ら掘りて  
廿一行小こゝに福中のものなりと

是より先養老六年八月の條に(令諸國司簡點柵戸二千  
人配陸奥鎮守馬)とあり同七年二月の條にも(常陸那賀  
郡大領外七位上治部直兼山以私教三千斛獻陸奥四  
鎮守授外從五位下)とあり鎮所は即ち陸奥鎮守府の  
起源なり神龜元年に鎮守軍卒と見えたりも所謂所鎮  
の軍卒たるん鎮守に即ち多賀城と解せりとの事、左の  
多賀城は養老六年以前の建置にして神龜元年の事  
つらあつたり職原抄に聖武天皇元年置鎮守府とあ  
る、亦鎮守の字の初見は據りて推定せり、の事、其の鎮  
守府を置るは弘仁三年四月二日の事にして三代格に見  
えれば元年より八十九年の後より其より前、鎮守府と唱



へ居りも言ひたる支利はあつくと見ゆまは朝猶の仁部  
卿とすしとき陸奥按察使如故とある鎮守将軍の方ハ  
歳めとみみ似たりまは久し御とすしハ天平寶字六年十  
二月一日の即ち北碑を建てしりしと傳ふきはひき事  
すしあや(但し追考とすしハ辨解ハまじも)此より先輩  
も論せしことありと聞けり又其位階は續紀に從四位下  
とあるを從四位上と作ししはあつと四史と冬と差  
すし其偽を節する手ありと思はる傳又碑額に西の  
字を懸するも何の謂なることをいふ下の里數は  
被ぶらするも京師常陸ハ西なるも蝦夷鞋鞆  
はあやとす或ハ西向するまてしとすといふ或ハ京師

を尊出するも義とすといふ或ハ其の四面より控の碑  
ありし猶ハ西面の碑を存するもとすといふと云ふも  
も心ひきも且方南の次弟は京師の次ハ常陸を置くべ  
きに蝦夷を置くけりも心得むまた蝦夷國界とて畫  
然たる區域あるといふ思はれねど大凡の境界は置  
郡の次第も據りて推知すべし何とすれば當時郡を  
置たるの地には先づ柵を置きて其地の夷族を服屬し  
然る後に建てて郡とすまの如し故に柵名を以て直江郡  
名とすまの多し牡鹿郡は牡鹿柵より起り桃生郡  
は桃生柵より出る類なり故に柵の在る處は夷境と  
相錯はれり是時多賀柵の近傍には猶は新田色麻



桃生の諸柵あるは殆ど夷地と境界を分たざ然と  
と去蝦夷國界百廿里として陸中衣川を限るは  
疑ふべきの甚きまうまた靺鞨は唐の睿宗先天元年  
に渤海郡王に封せられ是れより靺鞨の號を去ると唐  
書靺鞨傳に見え類聚國史にも元明帝の和銅五年即  
唐の先に渤海郡王に封せられし由を載せたりさればこそ  
天元年に渤海郡王に封せられし由を載せたりさればこそ  
續紀の神龜四年及び天平二年同十一年等の條に皆  
渤海と書して交通頻繁多た此碑に依り靺鞨と書  
せるは誤れり頃者坪井博士の古朝鮮三國鼎立  
形勢考に當時靺鞨は樺太全島を占據せしとの考証  
は余も同意ありされば其國界を三千里と云ふは遠

きに過ぎたりまた常陸より陸奥への古道は海道  
山道の兩路より天平寶字の頃は孰れの道を通りし  
やと兩道の沿革を按るるに常陸風土記多珂郡の條に  
建御狹日命當所遣時以久慈坂之助川為道前陸  
奥國石城郡苦麻之村為道後」とり助川は今も陸奥  
海道の一驛にして岩城の關田へ通る道筋も苦麻  
之村は今の岩城菊田郡熊川なる一し道前は道の  
口とも唱へ甲地より乙地への入口を云ひ道後は道の尻  
の義にて甲地より乙地へ達し畢りたる處を云ふされば  
是時は海道を以て官道とせしこと明まう其後嵯峨  
天皇の弘仁二年に陸奥海道の蝦夷致ましかば文宣緯



麻呂陸奥按察使として赴き討ち機急を告ぐるため  
驛路の変更を奏請せしと見え後記弘仁二年四月の條  
に「廢陸奥國海道十驛更於通常陸道置長有高野  
二驛為告機急也」とあり長有高野は白河郡に在り  
また同三年十月の條に「廢常陸國安後河内石橋助川  
藻島棚橋六驛更建山田雄薩田後等三驛」とあり安後  
は茨城郡の安後村河内は那珂郡の河内村あり石橋は詳  
まらざる助川は上に見え藻島は今の伴部と云ふ地にて  
助川に續きたる驛あり田後は今の田尻にて助川の竹助  
あり之に據れは常陸海道をも廢せられ僅に田後の驛  
を存するのみ新に置かれ山田雄薩は山道にして陸奥

棚倉へ通ぐる道助あり是より山道を以て官道とあせし  
と見え延喜式常陸驛馬の條に安後行方置曾禰郡河内  
置田後山田雄薩とあり陸奥の條にも高野長有松田岩瀨  
とありは常陸風土記の時代即ち和銅年間より弘仁二年ま  
では海道を以て官道とあり弘仁二年より以後は山道を  
以て官道とあせしこと明白にして此碑の頃は勿論海道の  
時代とあり夫れ國界の距離を表識するは官道の里程を  
舉ぐべきなりされは此碑は宜く海道の里程に據り二百  
九十二里好く海道に據る云ふと記すべきを延喜式底の山道に據り更に  
常陸へ斗入せる依上の地さく加へて四百十二里と記せば風土  
記及び後記と合はざる是れ余が断して此碑を以て偽造と



まを第一の要點あり

抑三風土記の真本と称するものは出雲播磨豊後肥前  
常陸の數國あるのみ其世に出でしは孰れも近世の事にて中  
にも常陸は最も道得に係る事と中山信名の風土記論  
に(常陸風土記は近き頃まで人も志すであつた)とある。祕府  
よりそのれがうつし得て人にも傳へもしたるに松平見林  
の傳へし幸そ人のうしつもてそのを得て校へ見ると大  
かたは同じけれどおのれがもてるかたを今とをてしまふ  
りて覺え(とある)にそ知るしされは此碑を造りし  
もの未だ常陸風土記を見よに及ばむ終に其破綻を露  
はまた至れり。諸島の碑文の体裁は何に據りしと云ふに

續記に見えたる南島の木牌に依倣せしかと因はる木牌  
の文に曰く(天平勝寶二年二月丙戌初太宰府去天平七年  
故大貳從四位上野朝臣光遣高橋連牛養於南島樹牌  
而其牌經年今既朽壞宜依舊修樹每牌顯著島名并  
并泊船處有水處及去就國行程途見島名今漂着三船  
不知所歸向)とあり陸奥と太宰府とは共に邊要の地をな  
彼の文序に擬して此の碑石を造りしものありん  
無らば此碑は何人の偽造するやと推究するに其人考據に  
長じ且書法に遠きものありては決して倣し得ま思ふに  
此碑を究見せし佐久間洞巖とを其人と云洞巖名は義  
和孝姓は新田氏にて佐久間氏を冠けり天寶秘記にして宏覽



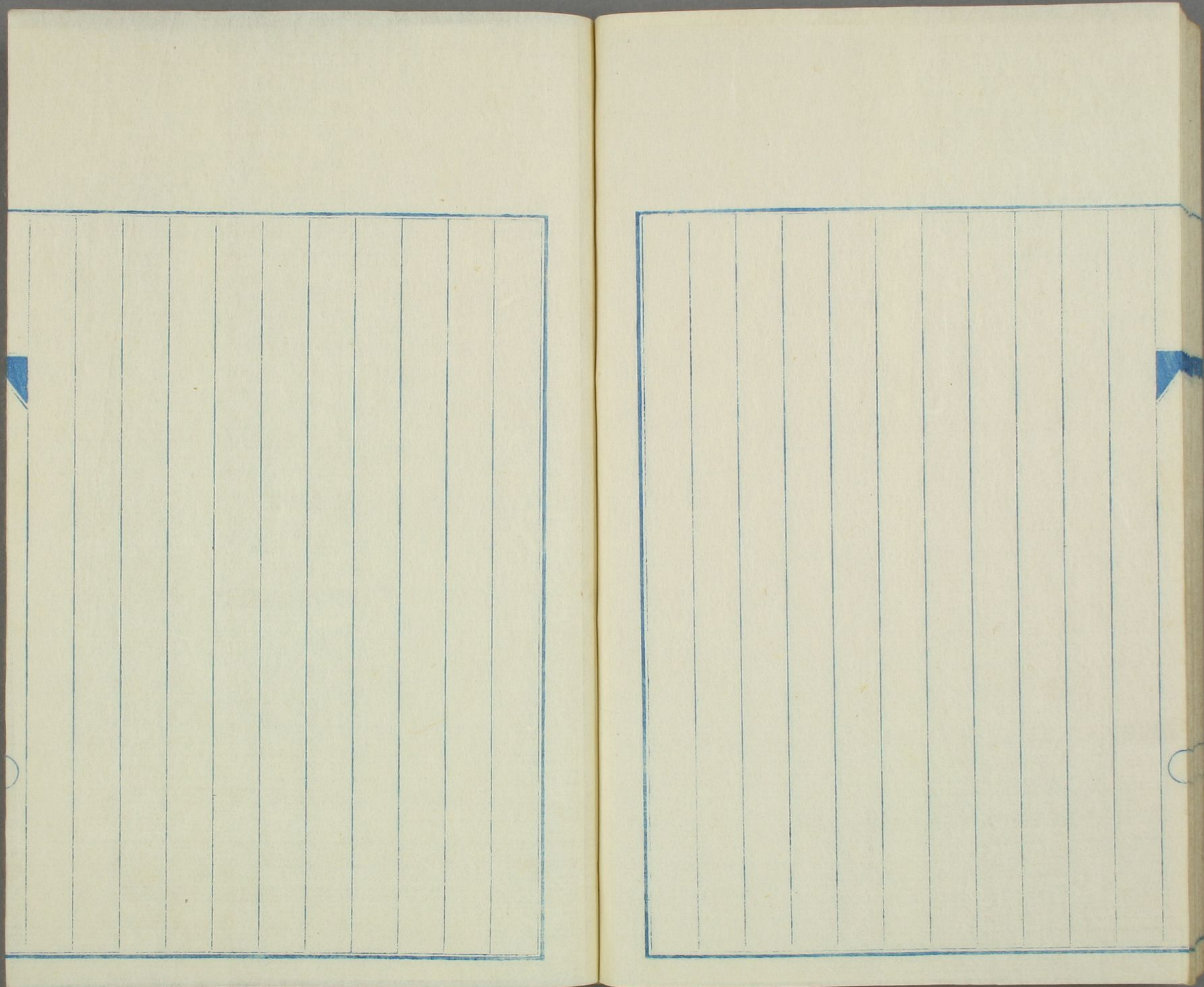
博識と称せられ殊に筆札に妙あり洞巖跋傳に曰く博求  
晋宋以来名迹筆說而能盡其作嗣後書法大進先是宋  
奥之地其風朴略罕能書札自表始傳四作而國中士大夫  
靡然從之法帖真蹟人習家藏知所謂字學子者君之力也  
とありて時の國主網村朝臣も才學優にして古を好み洞巖  
に命じて奥羽の古區名勝を歴證せしめ奥羽觀迹間先誌  
の著者もまた末松山等の名迹を仙臺城下に引付たるも  
網村朝臣の時よりと傳へたり洞巖の古を考へ書きたる  
くまらふと彼が如く網村朝臣の古蹟を假托せんとまらふと  
此の如く此を以て之を推せば此碑は洞巖の作にして網村  
朝臣預りて之を知らに似たり而して陸奥殘篇風土記也

末松山坪碑等も並載し文様清談に石文の一條を攬入  
せしも皆同時の事にて此碑を實にせんとの目的ありし  
余は未だ其碑を實見せざるも碑面は磨蝕を経たるが如  
く傳聞せり上州の三碑及び佛跡の碑等は皆自然石に  
して碑面に凹凸まらふと云へば磨蝕せざるは古作まら  
ざるが如く現に松島の雄島にたてる寧一山が碑の凹  
凸ありて擲りにくき由游東阪録松壽に載せたり此碑  
は今を去る六百年頃のものなり碑字にまらふは古人多く  
自ら鑄る由琅邪伐弊篇に見ゆ曰く古人以鑄石為一難  
事故書之以傳魏受禪碑鐘繇鑄以一代貴臣文宗而親彫  
鑄之役其元元者已刻或云伏靈芝刻或云黃鶴仙刻皆



北海自鐫也)と此碑も或は洞巖の自刻まろ人其字体  
は務めて本朝の古風を操をも雖も仍ほ晋唐法帖の態  
を存せり我奈良朝前後の書は堅重にして端正まろまこと  
元明御陵及び那須碑の類を觀て知るべし字体を比較  
しても真偽は自から判然たらん







明  
弘  
治  
三  
年  
十  
月  
下  
浣



